問24 実用新案登録に基づく特許出願と、抹消登録申請書が同日でないときの扱いは? (特)

「実用新案登録に基づく特許出願」の際に、基礎とした実用新案登録を放棄しなければならないとされていますが、インターネット出願ソフトでオンライン出願する日と、抹消登録申請書の郵送による差出日が同日であれば要件を満たしますか。

また、提出した抹消登録申請書に不備があって却下となる場合や、抹消登録申請を出し忘れた場合はどうなるでしょうか。

答: 通常、設定登録後に手続する移転登録申請等を郵便で提出したときは、特許庁に到達した 日が効力発生日とされていますが、質問の場合の実用新案権の放棄による抹消登録申請は、 特許法第19条に規定する「提出の期間の定めがあるもの」として取り扱うこととしています。

したがって、オンライン出願の日と抹消登録申請書の郵送による差出日が同日であれば、 特許法第46条の2第1項の要件を満たすこととなります。

なお、抹消登録申請書に不備があり手続補正指令が発せられたものの、その不備を解消する補正がなされず当該申請書が却下された場合や抹消登録申請書に補正をすることができない不備があり、却下理由通知が発せられた後、却下された場合で申請が取下げられた場合は、特許出願について却下理由通知書が発せられます。また、抹消登録申請書が特許出願の際に提出されていない場合も、特許出願について却下理由通知が発せられます。

これらの場合、当該特許出願に対する却下の処分を行う前に、抹消登録申請書が新たに提出され、かつ、当該申請書に不備がないときは、当該特許出願の却下理由が解消することになります。

そのため、抹消登録申請書を提出した後、当該特許出願の却下理由通知に対して、抹消登録申請書を提出した旨の弁明書を提出する必要があります。